様式第２号

　群馬県指令保予第　　－　号

補助事業者名等

代表者名

　令和２年　月　日付けで申請のあった群馬県介護・福祉タクシー感染症対策支援事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）第5条及び群馬県介護・福祉タクシー感染症対策支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）により、下記のとおり交付決定する。

　　　令和2年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　群馬県知事 山本　一太

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（保健予防課）

記

１　この補助金の対象は、令和２年　月　日付けで提出のあった交付申請書記載のとおりとする。

２　この事業に要する経費及び交付決定額は、次のとおりとする。

対象経費　　　　 　金　　　　　　円

交付決定額　　　　　金　　　　　　円

３　交付の条件は、次のとおりとする。

（１）　交付要綱第10条に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

（２） 事業者は、補助金等について定められた法律、規則、要領及び要綱に従わなければならない。

（３） 事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

４　事業者が交付条件等に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。